

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年3月30日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社における資格喪失日を3年7月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

私の年金記録には、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同期間はA社から関連会社のB社（現在は、A社に合併し解散）に異動した時期である。勤務期間に空白は無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する辞令簿により、申立人が同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成3年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時）において決定したあっせん案の報告に基づき22年3月30日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、A社から当初提出された、申立期間に係るA社からB社に異動した申立人を含む二人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に加えて、今回新たに同社から、B社からA社に異動した二人に係る同確認通知書が提出された。

当該2通の確認通知書によると、いずれも平成3年7月8日にC社会保険事

務所（当時）の窓口において受付されたことを示す印が押され、資格喪失年月日欄に当初記載されている「030630」がいずれも「030701」に訂正され、備考欄に「3年6月30日」に転勤した旨加筆されているところ、前述の二人に係る資格喪失日については、オンライン記録において同年7月1日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成3年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月17日から同年10月16日まで  
私がA社（現在は、B社）及び関連会社であるC社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
申立期間も継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時期にA社からC社へ異動した同僚の異動日が、B社が保管する労働者名簿により、昭和42年10月16日付けと確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格の喪失

日が、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和 42 年 9 月 17 日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月について納入の保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 11 月に A 県 B 町に所在する事業所を退職後、結婚のために C 市に転居したことを契機に、C 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市から送られてきた納付書で毎月、金融機関の窓口において納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後に確認できる記号番号の第 3 号被保険者資格記録の入力処理日から判断すると、申立人の記号番号が払い出されたのは平成元年 6 月頃であると推認できる上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該払出時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができなかつたものであると判断される。

また、申立人が所持している年金手帳及び申立人に係る C 市の国民年金被保険者名簿に記載されている住所は、申立人が昭和 59 年 11 月に転入した時点の住所ではなく、平成元年 4 月 8 日に転居した後の住所であることが確認できる上、同被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、平成元年 7 月 26 日に過年度納付されていることが確認できることから、この納付時点においても、申立期間の保険料は、時効により納付できなかつたものと判断される。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 4681

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 50 年 4 月 1 日にA社に入社した。同社では、会社の寮に入り健康保険被保険者証を受け取ったにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

また、申立期間②については、昭和 63 年 2 月 1 日にB社に入社して平成元年 2 月 10 日まで勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者期間が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社において申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている昭和 50 年 7 月 1 日以前から、勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間①当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出状況等については不明としているところ、当時の本店のC部門の責任者及び同僚一人は、「当時は、3か月ぐらいの試用期間があった。」と供述していることから、申立期間①当時、事業主は従業員全員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 50 年 7 月 1 日となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に

における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、B社の回答及び同社において申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、勤務の開始日は特定できないものの、申立人が、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したと記録されている昭和63年12月1日以前から、勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立期間②に係る賃金台帳等を保管しておらず、保険料控除の状況等が確認できないとしているところ、申立人は、入社した当初は他の事業所でも働いており、短時間労働であったが、その後、フルタイム労働者に変更になったことをきっかけに厚生年金保険に加入させたのではないかと回答している。

また、当該期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、自身も入社当初は厚生年金保険に加入していなかった旨供述していることから、事業主は従業員全員について必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、B社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、事業主は、申立人が昭和63年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことを社会保険事務所（当時）に届け出ていることが確認でき、申立人の同社における雇用保険被保険者資格の取得日も同日となっており、これらは同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所にB職として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、事業主は、「個人経営の事業所であり、事業所として厚生年金保険に加入したことは無い。」と供述している。

また、申立事業所は、法人登記が行われていたことが確認できない上、申立人及び事業主の供述並びにC国民健康保険組合の回答によると、申立期間当時の従業員数は、5人未満であることが確認できるところ、当該事業所の所在地を管轄する年金事務所は、個人事業所が厚生年金保険の強制適用事業所となる要件である「常時5人以上の従業員を使用するもの」を満たしていないことから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられると回答している。

さらに、申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していたと氏名を挙げている同僚は、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことを確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 1 日まで  
私は、申立期間においてA社にB職として勤務していた。

同僚の氏名も記憶しており、勤務していた時は、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び同僚の供述並びに申立人が氏名を挙げた同僚について、オンライン記録により同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所の申立期間当時の事務担当者は、厚生年金保険と雇用保険とは必ず一緒に加入手続を行っていた旨供述しているところ、申立人が氏名を挙げた同僚を含む複数の同僚については、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、申立人については、同社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の元事業主は、当時の資料は保管しておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険の加入状況については不明である旨供述している上、申立人が氏名を挙げた複数の同僚も、申立人が申立事業所に勤務していたことは間違いないが、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない旨供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び申立人が氏名を挙げた同僚の供述内容から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人が同じ職種で勤務していたとして氏名を挙げた複数の同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚が記憶する複数の同僚についても被保険者記録が確認できないことから、当時、同社においては、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会しても回答を得られない上、被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除等に関する供述を得られない。

さらに、被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月中旬頃から平成 6 年 12 月 27 日まで  
私は、A 県に所在する事業所で B 社（後の、C 社）の下請けとして働いていたが、昭和 49 年 9 月中旬頃に B 社の責任者から勧められて同事業所の従業員として採用され、平成 6 年 12 月 27 日に退職するまで継続して勤務した。

申立期間については、D 県や A 県に所在する派遣先の事業所で E 部門に従事し、当時の給与は社長から書留で送付されており、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、申立期間当時の取締役の供述、及び申立人が氏名を挙げた複数の同僚について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、申立事業所における当時の厚生年金保険への加入状況について、従業員の中には当該保険に加入しない者もいた旨供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、C 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、商業登記簿謄本により、同社は平成 12 年 12 月 31 日に解散していることが確認できる上、申立

期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の取締役は、申立事業所に係る資料は全て廃棄し保管していない旨供述していることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、被保険者名簿において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 6 日から 37 年 6 月 21 日まで

私は、A社B事業所で勤務していた時、実家の母が急病との連絡を受けたことから、同社を退職した。

退職の際に退職金を受け取ったが、会社から脱退手当金制度についての説明は無く、同制度を知らなかったので、脱退手当金は受給していない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の健康保険整理番号が記載されているページを含む前後 11 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給要件を満たす 141 人について、同手当金の支給記録の有無を確認したところ、申立人を含む 119 人に支給された記録が確認でき、そのうち 102 人は厚生年金保険被保険者資格の喪失後 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録において、脱退手当金が支給された記録が確認できる複数の同僚は、「会社を退職する時に退職金を受領したが、今思えば、その退職金は脱退手当金だった。」、「退職する際、脱退手当金について、会社から説明を受けた。当時、私たちは脱退手当金を退職金と呼んでおり、会社が代理で手続をしてくれた。」などと供述していることを踏まえると、申立期間当時、申立事業所においては、代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 9 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。